

インボイスなんでも相談会に9人来場！

尾北民商は8月6日(日)に江南市民文化会館で、なんでも相談会を開きました。

中日新聞の折り込み誌「トッピー」や、大口町でのチラシ配布で開催の宣伝を行い、当日は9人が相談に訪れ、役員ら7人が対応しました。

この日来場した人たちは、インボイス制度や電帳法についての相談者で、個人業者が誘い合って相談に来た人たちもいました。どんな対応が必要になるのか。負担はどれくらいになるのか。そもそもインボイスとは何なのか。過去にない制度だけあり、特に小規模・個人事業主は不安に感じています。

インボイス制度の説明を聞いて、私には必要ないと気楽にした人、申告・納税の負担が増えるなど考え込む人など様々で、人によっては、記帳・申告や電子



帳簿保存法についてなどの相談がこれに加わりました。

地域の業者が相談先を探していること、民商が求められていることを実感するなんでも相談会でした。



2023年
8月21日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

国民健康保険には減免制度があります！



国民健康保険税(国保税)は前年の所得に応じて保険税額も変動します。

市町村国保は、74歳までの引退者を受け入れるため、構造的に保険税収入よりも医療費支出が大きくなります。本来、この不足分

は社会保障として国庫が負担するべきで、知事会も政府に要望を行なっていますが、いまだ是正されていません。

国民健康保険には所得の減少による減免の規定があります。2022年(令和4年度)の所得が400万円以下で、今年の所得が前年の3分の2以下になる見込みの人は、減免の申請をすることで、これから収める予定の国保税の所得割分を減らせる可能性があります。(自治体によっては子供の均等割も減免の対象になります)

減免の申請には申請書や添付資料の整理などが必要になります。国保税で条件を満たしている場合は、介護保険料(65歳以上)についても、居住する市町の減免の要件・手順を確認しましょう。

小牧税務署請願署名にご協力を！

尾北民商は9月12日に、税務行政の民主化を求めて小牧税務署に対し、今回で38回目の請願行動を行います。

岸田政権は今年3月、税務相談停止命令制度を盛り込んだ税理士法の一部「改正」案を成立させ、私達から自主申告権(納税者が自分の税金を自分で計算・申告する権利)を奪おうとしています。

税務調査では、本来書面で行うのが適切な事前通知を電話で行っていて、10項目(調査の通知自体を入れれば11項目)の内容を調査対象者に十分伝えないなど、手続きに問題のある税務調査が発生しています。

税を取る際にも生存権的財産である売掛金を差押えるなど、憲法軽視の強引な徴収が横行しています。

令和4年度の個人申告では申告用紙が送られてこなかった人が多数発生し、今年6月以降に申告する法人には申告用紙が送られないなど、e-tax申告を強引に進める税務行政が強まっています。しかし、どのような形で申告を行うか、決めるのは納税者の権利です。

皆さん、税務行政の民主化を求める請願書に自署して、もよりの役員さんか尾北民商事務所にあずけてください。9月8日(金)までを目途にお願いします。

